

令和2年6月22日

岐阜県行政書士会 御中

名古屋出入国在留管理局審査管理部門  
首席審査官 北河 実則

当局2階審査総合窓口の混雑回避について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の行動自粛緩和に伴い、当局2階審査総合窓口は来庁申請者が急激に増加する傾向が顕著となっています。一方、毎年6月期は在留諸申請の件数が最も多い月となっています。このような事情から、特に、本年6月29日（月曜日）及び6月30日（火曜日）の両日は、申請受理窓口が著しく混雑することを予想しています。

新型コロナウイルス感染症における混雑緩和策として、当局は本年3月、4月、5月、6月及び7月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については、3か月後まで申請を可能とすることとしています。

つきましては、貴会員に係る申請につきましては、混雑する前記2日間を回避し、可能であれば7月期、8月期に在留審査における申請をしていただくよう御協力ください。